

1 第169回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第169回国会(常会)は、平成20年(2008年)1月18日に召集された。国会の会期は、当初6月15日までであったが、6月13日に6月21日まで6日間延長することが議決され、最終的な会期は計156日間となった。

開会式は、召集日当日の1月18日午後1時から、参議院議場で行われた。

(院の構成)

参議院では、召集日の本会議で、災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODAの5特別委員会の設置が行われた(委員長は同日の各委員会で選任)。また、4月16日、経済産業委員長の辞任を許可し、委員長の選挙(議長指名)を行った。

衆議院では、召集日に災害対策特別委員会等6特別委員会が設置された。

(政府4演説及び代表質問)

召集日当日の1月18日、衆参両院の本会議で施政方針演説を始め政府4演説が行われた。福田内閣総理大臣は、国民本位の行財政への転換、社会保障制度の確立と安全の確保、活力ある経済社会の構築、平和協力国家日本の実現、低炭素社会への転換という基本方針に基づいて国政に取り組んでいく旨を述べた。

政府4演説に対する代表質問は、衆議院で1月21日及び22日、参議院で22日及び23日に行われた。

参議院では、衆参ねじれの下での国会対応、道路特定財源の一般財源化、暫定税率の廃止、年金記録問題、年金制度改革、社会保障費の抑制、消費税の在り方及び見直し、基

礎的財政収支の黒字化達成目標の見直し、後期高齢者医療制度、障害者自立支援法の利用者負担、医師確保対策、薬害肝炎問題、仕事と生活の調和の推進、労働者派遣制度、最近の株価の下落などに対する対応、我が国の中長期的な地球温暖化対策、国際平和協力活動に関する一般法、憲法改正等について質疑が行われた。

(党首討論)

今国会における国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)は、4月9日に開会され、小沢一郎民主党代表と福田内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(総理問責決議案、会期延長)

6月11日、民主、社民の共同提案で内閣総理大臣福田康夫君問責決議案が提出され、同日午後の参議院本会議で、記名投票をもって採決の結果、賛成多数で可決した。参議院において内閣総理大臣問責決議案を可決したのは、現行憲法下で初めてのことであった。同日、衆議院では、自民、公明の共同提案で福田内閣信任決議案が提出され、翌12日の本会議で可決した(内閣信任決議案の可決は、第123回国会(平成4年6月14日、宮澤内閣)以来16年ぶり、2例目)。

6月12日、自民、公明両党の幹事長及び参議院国会対策委員長から衆参両院議長に対し、会期を6月21日まで6日間延長するよう申入れがあった。翌13日、衆議院本会議において、6日間の会期延長が可決された。参議院では会期延長の議決は行わなかった。

(議案審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出80件、継

続4件のうち今国会提出63件が成立した。今国会提出分の成立率は約78.8%であった(常会で80%を割ったのは、第114回国会(昭和63年12月召集)の約76.9%以来)。このうち、所得税法等改正案(閣法第3号)を始めとする歳入関連5法案は、衆議院において憲法第59条第4項の規定により参議院が否決したものとみなす議決(みなし否決)を行った後、参議院から返付を受け、同条第2項の規定により衆議院において再議決の結果成立した。衆議院によるみなし否決は、第13回国会(昭和27年7月30日)以来56年ぶり、4例目であった(みなし否決後の再議決としては56年ぶり、2例目)。また、道路整備費財源等特例法改正案(閣法第4号)は、参議院で否決したが、衆議院で憲法第59条第2項の規定により衆議院において再議決の結果成立した。

なお、愛がん動物用飼料安全性確保法案(閣法第64号)は、参議院先議で可決、衆議院で修正議決し、参議院で衆議院修正に同意した結果成立した。参議院で衆議院回付案に同意した例は、第101回国会(昭和59年7月13日)以来24年ぶりのことであった。

参議院議員提出法律案は、研究開発能力強化法案(参第20号)、性同一性障害者性別取扱特例法改正案(参第21号)、障害児童生徒教科用特定図書等普及促進法案(参第26号)の3件が成立した。農業者戸別所得補償法案(第168回国会参第6号)は、第168回国会に参議院を通過し衆議院で継続審査となっていたが、今国会において衆議院で否決された。参議院を通過した法律案が衆議院で否決されたのは、現行憲法下で初めてのことであった。今国会に参議院を通過した法律案のうち、土壌汚染対策法改正案(第168回国会参第11号)、後期高齢者医療制度廃止法案(参第17

号)は衆議院において継続審査となり、租税特別措置整理・合理化推進法案(参第9号)、義務教育事務の緊急移管制度創設法案(参第11号)、刑事訴訟法改正案(取調べの可視化法案)(第168回国会参第10号)は衆議院において審査未了となった。

衆議院議員提出法律案は、宇宙基本法案(衆第17号)、生物多様性基本法案(衆第19号)、被爆者援護法改正案(衆第25号)、ハンセン病問題解決促進法案(衆第29号)、石綿健康被害救済法改正案(衆第22号)、地震防災対策特別措置法改正案(衆第27号)、青少年インターネット利用環境整備法案(衆第30号)、オウム真理教犯罪被害者等救済給付金支給法案(衆第24号)、携帯電話不正利用防止法改正案(衆第26号)、地方自治法改正案(衆第31号)等の14件が成立した。

条約は、今国会提出13件、継続3件のすべてが国会の承認を経た。このうち、在日米軍駐留経費負担特別協定(閣条第1号)は、衆議院で承認し、参議院で承認しないことに決定し、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。参議院が条約を承認しないことを議決したのは、現行憲法下で初めてのことであった。また、WTO議許表修正確認書(閣条第3号)等の9件は、衆議院で承認し、参議院が受領した後30日以内に議決しなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった(自然承認)。条約の自然承認は、第80回国会(昭和52年、日韓大陸棚協定)以来31年ぶりであった。

予算は、平成十九年度補正予算3案及び平成二十年度総予算3案が審議されたが、いずれも参議院が否決し、両院協議会が開かれ

たが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となって成立した。参議院が予算を否決したのは、平成11年3月17日(第145回国会)以来9年ぶり、11例目であった。

予備費承諾案件は、平成十八年度予備費関係5件(第166回国会提出)が審議され、参議院ではいずれも承諾しないことに決定した。参議院が予備費承諾案件を承諾しないことを議決したのは、平成元年12月1日(第116回国会)以来19年ぶり、2例目であった。

決算及び国有財産関係は、平成十八年度

決算及び国有財産関係2件が審議され、参議院では、平成十八年度決算及び国有財産増減及び現在額総計算書は是認しないことに決定し、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに決定した。参議院が決算を是認しないことを議決したのは、平成5年8月27日(第127回国会)以来15年ぶり、6例目であった。このほか、平成17年度及び平成18年度のNHK決算が衆参各院で審議・議決されたが、参議院では平成17年度NHK決算を是認しないことに決定した。参議院がNHK決算を是認しなかったのは初めてのことであった。

2 予算・決算

(1) 予算

1月18日(召集日)、平成十九年度補正予算及び平成二十年度総予算が提出され、同日の本会議で額賀財務大臣の財政演説が行われた後、予算委員会に予備付託された。

(平成十九年度補正予算)

平成十九年度補正予算は、歳出面において、災害対策費7,308億円、義務的経費の追加1,552億円を計上するほか、既定経費の節減1兆2,006億円、地方交付税交付金の税收減見合2,992億円の減額補填等を行う一方、歳入面において、租税及印紙収入の減収9,160億円、税外収入の増加9,828億円を見込むこと等を内容とするものであった。補正後予算の総額は、当初予算に対して8,954億円増加し、83兆8,042億円となった。

衆議院では、予算委員会で、1月25日に趣旨説明を聴取し、28日、29日に質疑を行った後、可決した。同日の本会議で補正予算3案は可決、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、1月29日に趣旨説明を聴取した後、質疑を31日(福田内閣

総理大臣以下全大臣出席)、2月1日、5日(福田内閣総理大臣以下全大臣出席)に行った後、翌6日に3案を否決した。また、この間、4日に予算の執行状況に関する調査を議題とし、社会保障に関する集中審議(福田内閣総理大臣及び関係大臣出席)を行った。

補正予算3案についての委員会での主な質疑項目は、道路特定財源の一般財源化、高齢者医療制度の導入に伴う負担増加の軽減策、中国輸入食品の毒物混入事件、景気の現状認識、原油高対策、穀物価格高騰への対応、年金記録問題、医師不足の現状と対応、緊急医療への取組、医療事故の無過失補償制度、介護職員の労働状況、地方財政の健全化、学校耐震化の推進、環境税の導入、予算と法律の関係、道路整備特別会計の経理状況、沖縄米軍基地問題等であった。

平成十九年度補正予算3案は、2月6日の本会議に緊急上程され、賛成少数により否決し、衆議院に返付された。同日、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決

が国会の議決となり、平成十九年度補正予算3案は成立した。

(平成二十年度総予算)

平成二十年度総予算は、歳出改革路線を堅持する一方で、成長力の強化、地域の活性化、国民の安全・安心といった課題に十分に配慮して予算の重点化を行うとの考え方で編成され、一般会計予算の規模は、83兆613億円(19年度当初予算に比べ1,525億円増)となった。歳出面については、政策的経費である一般歳出の伸びを抑制し47兆2,845億円(同3,061億円増加)とするほか、地方再生対策費4,000億円の創設を含め地方交付税交付金等を15兆6,136億円(同6,820億円増)とした。歳入面については、租税等の収入は53兆5,540億円(同870億円増)を見込んだ。このほか、新規公債発行額を25兆3,480億円(同840億円減)にとどめて4年連続の減額とするほか、財政投融资特別会計の準備金のうち9.8兆円を国債の償還に充てることにより国債残高を圧縮することとした。この結果、公債依存度は30.5%(19年度当初予算30.7%)となった。

衆議院では、予算委員会で1月25日に趣旨説明を聴取、2月7日から質疑を行った後、29日に可決した。同日の本会議で総予算3案は可決、同じく可決した歳入関連5法案とともに参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で1月29日に趣旨説明を聴取、3月13日及び14日に福田内閣総理大臣以下全大臣が出席して基本的質疑を行い、その後、一般質疑を行った。このほか、集中審議(福田内閣総理大臣及び関係大臣出席)を18日午後(道路特定財源)、24日午後(外交防衛)に行った。また、公聴会を3月25日に行い、各委員会における委嘱審査を3月27日(常任委員会)及び28日午前(特別委員会)

に行った。3月28日午後、福田内閣総理大臣以下全大臣が出席して締めくり質疑を行った後、3案を否決した。

委員会での主な質疑項目は、サブプライム問題や原油高の影響、景気の現状についての分析、社会保障の問題への取組、道路特定財源を維持しようとする理由、日中外交の在り方、イ-ジス艦と漁船の衝突事故、思いやり予算、公益法人の改革、規制緩和の弊害、年金記録問題、後期高齢者医療制度の問題点、介護労働者の処遇、がん対策の取組、官製ワーキングプアの現状、中小企業支援の具体策、消費者行政の確立、地域活性化策、地球温暖化問題、貨物船事故による重油流出被害、関門海峡道路建設の見直し、中国製冷凍食品の中毒事件等であった。

平成二十年度総予算3案は、3月28日の本会議に緊急上程され、記名投票をもって採決の結果、賛成少数により否決し、衆議院に返付された。同日、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十年度総予算3案は成立した。

なお、参議院予算委員会では、予算成立後の4月7日、予算の執行状況に関する調査を議題とし、経済・社会保障等に関する集中審議(福田内閣総理大臣及び関係大臣出席)を行った。

(2)平成十八年度決算等の審議

平成十八年度決算及び国有財産関係2件は、第168回国会において、平成19年11月20日に提出され、参議院では、11月26日、本会議で平成十八年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、決算委員会で平成十八年度決算外2件について全般質疑を行っ

た。

今国会において、決算委員会では、前国会に引き続き審査を行った。20年4月9日、平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置並びに平成17年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置について質疑を行った。その後、4月18日から7回にわたり省庁別審査を行い、5月26日に准総括質疑を行った。また、同日の委員会で、決算審査と一括して平成十八年度予備費関係5件(第166回国会提出、5月23日衆議院から送付)の審査を行い、そのうち3件は承諾を与えるべき、2件は承諾を与えるべきでないとして決定し、28日の本会議で5件はいずれも賛成少数により承諾しないことに決定した。

決算委員会では、6月9日、福田内閣総理大臣以下全大臣が出席して平成十八年度決算外2件の締めくくり総括質疑を行った。翌10日の委員会で、平成十八年度決算及び平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書は是認すべきものでないと議決し、平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認

すべきものと議決した。

委員会での主な質疑内容としては、道路関係業務における不適切な支出、随意契約見直しの趣旨に反する制限的な応募要件等、防衛装備品調達における水増し請求、各特別会計に滞留する多額の剰余金・積立金、公益法人の内部留保の見直し、委託費の不適切な執行などが取り上げられたほか、行財政全般にわたる議論が交わされた。

翌6月11日の本会議で、平成十八年度決算及び平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書は、賛成少数により是認しないことに決定し、平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書は賛成多数で是認することに決定した。

なお、従来、決算の議決は、本件決算の是認及び内閣に対する警告(いわゆる警告決議)から成っていたが、委員会において、決算が是認されない場合に警告として個別の指摘を行うべきかどうかについて各会派の意見が一致せず、本件決算を是認するか否かの議決のみを行うことになった。

3 法律案等

(1) 歳入関連法案

(税制改正関連法案等の歳入関連5法案の提出)

平成20年度の税制改正関連法案としては、国税関係の改正を定める所得税法等改正案(閣法第3号)が1月23日に、地方税関係の改正を定める地方税法等改正案(閣法第5号)が1月25日に、それぞれ内閣から衆議院に提出された。両案のほか、平成20年度公債発行特例法案(閣法第2号)が所得税法等改正案と、地方法人特別税等暫定措置法案(閣法第6

号)及び地方交付税法等改正案(閣法第7号)が地方税法等改正案と一括して、衆参両院で審議された(5法案を以下「歳入関連法案」と総称)。

争点となっていた道路特定財源諸税の暫定税率については、揮発油税、地方道路税及び自動車重量税並びに自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例措置の適用期限を10年延長することが所得税法等改正案(租税特別措置法の改正規定)及び地方税法等改正案(地方税法附則の改正規定)に規定された。

(衆議院におけるつなぎ法案の提出と撤回)

1月29日、歳入関連法案の審議状況によってはそれらの法律としての施行が20年4月1日後となる場合に備え、自民及び公明から、道路特定財源諸税の暫定税率等の期限(3月31日等)を同年5月31日まで延長するいわゆる「つなぎ法案」3案(衆第1号・第3号)が衆議院に提出され、翌30日の財務金融委員会及び総務委員会で可決された。しかし、同日午後、与野党が「総予算及び歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行ったうえで、年度内に一定の結論を得るものとする」との両院議長あっせんの下で合意し、翌31日の両委員会で、3案の報告書は撤回することとし、3案の撤回が許可された。

(衆議院における歳入関連法案の審議)

衆議院では、2月19日の本会議で歳入関連5法案の趣旨説明及び質疑を行い、29日に財務金融委員会で所得税法等改正案等2案、総務委員会で地方税法等改正案等3案を可決、同日の本会議でいずれも可決し、歳入関連5法案は参議院に送付された。

(参議院における道路特定財源制度改革法案等の提出)

2月29日、民主から、揮発油税等の暫定税率の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化、国直轄事業に係る地方公共団体の負担金の廃止等について定める道路特定財源制度改革法案(参第1号)のほか、所得税法等改正案(参第2号)、租税特別措置法改正案(参第3号)の3案が参議院に提出された。

さらに、3月21日、民主から、揮発油税等の暫定税率の廃止に伴い、揮発油税等税率特例廃止に伴う調整措置実施法案(参第8号)及び租税特別措置整理・合理化推進法案(参第9号)が参議院に提出された。

(総理新提案と新たなつなぎ法案の成立)

3月27日、暫定税率の期限切れが迫る中、福田内閣総理大臣は記者会見を行い、平成20年度歳入法案の年度内成立のため、道路特定財源を21年度から一般財源化することを柱とする新たな提案を発表した。翌28日、衆参両院の議長及び副議長が国会内で与野党の幹事長・書記局長と会談を行った結果、道路特定財源に係る国税・地方税を除き、3月末に期限切れを迎える各税について、5月末まで平成19年度税法の適用期限を延長することで合意した。

3月31日、この合意に基づき、衆議院の財務金融委員会及び総務委員会で、3月31日等に期限の到来する租税特別措置や地方税における非課税等特別措置の一部の期限を暫定的に同年5月31日まで延長する「つなぎ法案」2案(衆第7号・第8号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定した。両案は、同日の本会議で可決し、参議院に提出され、参議院でも同日中に財政金融委員会及び総務委員会で可決、本会議で可決し、成立した。

(参議院における歳入関連法案及び道路特定財源制度改革法案等の審議)

参議院では、4月4日の本会議で歳入関連5法案の趣旨説明及び質疑を行った後、5案は財政金融及び総務の各委員会に付託された。

財政金融委員会では、4月8日に政府提出の所得税法等改正案等2案(閣法第2号・第3号)及び民主提出の道路特定財源制度改革法案等5案(参第1号、2号、3号、8号、9号)について趣旨説明を聴取、10日に質疑、13日及び14日に福岡県に委員派遣、15日に質疑、18日に参考人質疑、22日に質疑を行った。

総務委員会では、地方税法等改正案等(閣

法第5号~第7号)について、4月8日に趣旨説明を聴取、同日、10日に質疑、14日及び15日に京都府に委員派遣(うち15日に京都市で地方公聴会)、17日に質疑、22日に参考人質疑、24日に質疑を行った。

4月25日の本会議で、自民及び公明から、総務委員会と財政金融委員会で審査中の歳入関連5法案について中間報告を求めることの動議が提出されたが、同動議をこの際議題とすることの動議は、記名投票をもって採決の結果、賛成少数により否決した。

なお、歳入関連法案の再議決(後述)後、租税特別措置整理・合理化推進法案(参第9号)については、5月22日の財政金融委員会で質疑を行った後、可決、翌23日の本会議で賛成多数で可決し、衆議院に提出されたが、同院で審査未了となった。

(衆議院における歳入関連法案の再議決)

参議院が歳入関連5法案を2月29日に受領して60日を経過したが議決に至らないことを受け、衆議院は、4月30日の本会議で、憲法第59条第4項により参議院がこれを否決したものとみなすことを決定した後、参議院から返付を受け、憲法第59条第2項に基づき5案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、各議決案はそれぞれ出席議員3分の2以上の多数で再可決し、歳入関連5法案は衆議院の議決のとおり成立した。

(2)道路整備費財源等特例法改正案

平成19年12月7日、揮発油税等の道路特定財源について、暫定税率による上乘せ分を含め現行の税率水準を維持しつつ、道路歳出を上回る税収を一般財源として活用するとの政府・与党合意が取りまとめられた。これを踏まえ、揮発油税等の道路特定財源諸税の税収を道路整備に充当する特例措置の適用期間

を10年間延長する一方、税収のうち道路整備費を超える金額を当該措置の対象から除外することを内容とする道路整備費財源等特例法改正案(閣法第4号)が平成20年1月23日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、2月21日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、3月12日に国土交通委員会で可決、翌13日に本会議で可決し、改正案は参議院に送付された。

参議院では、4月16日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日の議院運営委員会で改正案を財政金融委員会に付託すべきものと決定(可否同数のため委員長決裁)した。その後、改正案については、財政金融委員会と国土交通委員会の連合審査会で、4月23日に趣旨説明を聴取、翌24日に質疑、5月9日に福田内閣総理大臣が出席して質疑を行った。同日、財政金融委員会で採決を行い、賛成少数により否決した。

5月12日の本会議で、改正案は賛成少数により否決し、衆議院に返付された。衆議院では、翌13日の本会議で、改正案につき国会法第84条第1項の規定により両院協議会を求めるの動議を否決した後、憲法第59条第2項に基づき改正案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決し、改正案は衆議院の議決のとおり成立した。

なお、5月13日の衆議院での再議決に先立ち、同日午前、「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する」こと等を明記した「道路特定財源等に関する基本方針」が閣議決定された。

(3)国家公務員制度改革基本法案

国家公務員制度改革基本法案(閣法第75号)は、国家公務員制度改革について、その

基本理念を定めるほか、基本方針として、政務専門官の設置及び他の職員の国会議員との接触制限、内閣総理大臣を補佐する国家戦略スタッフや各大臣を補佐する政務スタッフの設置、幹部職員の一元的な人事管理、採用試験の抜本的な見直し、内閣人事庁の設置、労働基本権の在り方についての検討等について定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部の設置等について定めるものであり、4月4日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、5月9日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行った後、内閣委員会で審査を行った。その間、与党(自民・公明)と民主との間で修正協議が行われた結果、5月28日、3党の幹事長・国会対策委員長会談で合意が確認されたことを受け、同日の内閣委員会で、自民、民主、公明共同提案の修正案を可決して修正議決、翌29日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、法案は参議院に送付された。修正の内容は、「内閣人事庁」に代えて内閣官房に「内閣人事局」を設置すること、職員の国会議員との接触制限に係る規定を削除すること、幹部職員の任用について内閣官房長官が候補者名簿の作成を行うものとする、労働基本権に関する規定の修正等であった。

参議院では、5月30日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行い、内閣委員会で6月3日に趣旨説明及び質疑、5日に参考人質疑及び対政府質疑を行った後、法案を可決し、附帯決議を行った。

翌6月6日の本会議で、法案は賛成多数で可決、成立した。

(4) 在日米軍駐留経費負担特別協定

在日米軍駐留経費負担特別協定(閣条第1号)は、在日米軍の駐留に係る一定の経費(労

務費、光熱水料等及び訓練移転費)の全部又は一部を我が国が一定期間負担すること等について定めるものであった。我が国は、昭和62年度以降、日米地位協定第24条において米国側に負担義務がある経費の一部につき、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で負担してきた。平成18年に締結された特別協定の効力は平成20年3月31日までであったことから、日米両国政府間で協議が行われた結果、平成23年3月31日までを対象とする新たな協定について合意に至り、1月25日に署名された。2月5日、同協定の承認案件が内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、3月18日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、4月2日の外務委員会で承認、翌3日の本会議で承認し、同件は参議院に送付された。

参議院では、外交防衛委員会で4月10日に趣旨説明を聴取、17日、22日、24日に質疑を行った後、同件は賛成少数により承認すべきものでないと決定した。

翌4月25日の本会議で、同件は賛成少数により承認しないことに決定し、衆議院に返付された。同日、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(5) 感染症法等改正案(新型インフルエンザ対策)

鳥インフルエンザのヒトへの感染が拡大する中で新型インフルエンザ発生が懸念されていることや、インフルエンザ(H5N1)の指定感染症の指定が平成20年6月11日を限り失効することとなっていた。こうした背景の下、感染症法等改正案(閣法第32号)は、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合

にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、都道府県知事は当該感染症にかかっている疑いのある者に対し健康状態の報告や外出自粛を求めることができるものとする等所要の規定を整備するものであり、2月5日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、4月23日の厚生労働委員会で修正議決、翌24日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、改正案は参議院に送付された。修正の内容は、新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者について新型インフルエンザ等感染症の患者とみなすこと等であった。

参議院では、厚生労働委員会で4月24日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。

翌4月25日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

(6)国土交通省設置法等改正案(観光庁の新設等)

国土交通省設置法等改正案(閣法第10号)は、国土交通省の組織に関し、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組するほか、船員労働委員会を廃止する等の措置を講ずるものであり、1月29日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、4月4日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、15日に国土交通委員会で修正議決、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、改正案は参議院に送付された。修正の内容は、運輸安全委員会の権限の追加等であった。

参議院では、4月18日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行い、国土交通委員会

で22日に趣旨説明を聴取、24日に質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。

翌4月25日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

(7)介護保険法等改正案等(介護サービス事業者の業務管理体制整備等)

介護保険法及び老人福祉法改正案(閣法第67号)は、平成19年に発生した広域的な介護サービス事業者の不正事案を受けて、介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、3月5日に内閣から衆議院に提出された。

また、介護労働者の賃金の向上に資するよう特別の措置を定めることを内容とする介護労働者人材確保特別措置法案(第168回国会衆第24号)が、第168回国会に民主から衆議院に提出され、同院で継続審査となっていた。

衆議院では、4月8日の本会議で政府案の趣旨説明及び質疑を行った後、厚生労働委員会で両案の審査を行い、25日に政府案を可決した。また、同日の委員会で、介護労働者人材確保特別措置法案の撤回を許可し、平成21年4月1日までに介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に向けた検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じよう政府に求める介護従事者等処遇改善法案(衆第16号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定した。同日の本会議で政府案及び介護従事者等処遇改善法案の両案を可決し、両案は参議院に送付・提出された。

参議院では、衆議院を通過した両案について、厚生労働委員会が5月8日に趣旨説明を聴取、13日に政府案について参考人質疑、15日、20日に両案について質疑を行った後、両案を可決し、政府案について附帯決議を行った。

翌5月21日の本会議で、政府案及び介護従事者等処遇改善法案は全会一致で可決、成立した。

(8) 宇宙基本法案

宇宙基本法案は、自民・公明案(第166回国会衆第50号)が第166回国会に衆議院に提出され、同院で継続審査となっていた。今国会に入り、与党(自民、公明)と民主との間で協議が行われた結果、自民・公明案に民主の修正提案を盛り込んだ新たな法案の提出で合意に至り、5月9日の衆議院内閣委員会で、自民・公明案の撤回を許可した後、新たな宇宙基本法案(衆第17号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを賛成多数で決定した。13日の本会議で法案は可決し、参議院に提出された。

法案の内容は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発利用に関し、宇宙の平和的利用等の基本理念及びその実現を図るために基本となる事項、国の責務等、基本的施策、宇宙基本計画の作成、宇宙開発戦略本部の設置等について定めるものであった。

参議院では、内閣委員会で5月15日に趣旨説明を聴取、20日に質疑を行った後、法案を可決し、附帯決議を行った。

委員会では、昭和44年の衆議院決議で掲げられた宇宙の平和的利用について質疑があり、提出者からは、本法案では専守防衛の範囲内で防衛目的での利用は行えるというのが趣旨である旨の答弁があった。

翌5月21日の本会議で、法案は賛成多数で可決、成立した。

(9) 地球温暖化対策推進法改正案(排出抑制等指針の創設等)

地球温暖化対策推進法改正案(閣法第72号)は、京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行する等のため、排出抑制等指針の策定及び事業者の努力義務、地方公共団体実行計画の拡充、植林CDM事業による算定割当量の補てん手続の整備等について定めるものであり、3月7日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、4月10日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、25日の環境委員会で修正議決、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、改正案は参議院に送付された。修正の内容は、エネルギー-供給事業者が一般消費者に対しエネルギー-使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供する努力義務規定の追加等であった。

参議院では、5月21日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、環境委員会で22日に趣旨説明を聴取、27日に質疑、6月3日午前参考人質疑、午後に対政府質疑、5日に質疑を行った後採決を行い、地球温暖化対策の中長期的な目標等を内容とする共産提案の修正案を否決、改正案を原案どおり可決し、附帯決議を行った。

翌6月6日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

(10) 障害児童生徒教科用特定図書等普及促進法案

視覚障害を持つ児童生徒のために教科書の文字、図形等を拡大した拡大教科書や点字教科書の普及・促進を目指す「教科書バリアフリー-法案」として、民主から、教科書発行者に

対する標準教科用拡大図書の発行等の義務付け、小中学校及び高等学校に在学する視覚障害を有する児童及び生徒が使用する教科用拡大図書等の無償措置等を内容とする関連3法案(参第5号-参第7号)が、3月18日に参議院に提出された。

法案をめぐりと与党(自民、公明)と民主との間で協議が行われた結果、民主案に与党の修正提案を盛り込んだ新たな法案の提出で合意に至った。

参議院では、文教科学委員会で、6月5日に、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(参第26号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定し、あわせて、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議を行った。

法案の内容は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等(拡大教科書や点字教科書等)の発行の促進を図るため、教科用図書発行者による電磁的記録の提供等、教科用特定図書等の標準的な規格の策定等、小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付等について定めるものであった。

翌6月6日の本会議で、法案は全会一致で可決し、衆議院に提出された。

衆議院では、同法案について、6月10日の文部科学委員会で可決し、同日の本会議で可決、成立した。

(11) 少年法改正案(被害者審判傍聴制度等)

少年法改正案(閣法第68号)は、殺人事件等一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度を創設すること等を内容とするものであり、3月7日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、5月22日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行った後、法務委員会で審査を行った。その間、与党(自民・公明)と民主との間で修正協議が行われた結果、30日の法務委員会で、自民、民主、公明共同提案の修正案を可決して修正議決、6月3日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、改正案は参議院に送付された。修正の内容は、傍聴の対象となる少年審判の下限年齢の設定、弁護士である付添人からの意見の聴取、被害者等に対する審判状況の説明等であった。

参議院では、6月4日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行い、法務委員会で5日に趣旨説明を聴取、同日に質疑、10日に参考人質疑及び対政府質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。

翌6月11日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

(12) 青少年インターネット利用環境整備法案

近年、青少年がインターネットを通じて有害な情報にアクセスして犯罪に巻き込まれる事件が頻発していることを背景に、衆議院青少年問題特別委員会で、今国会において「ネット上の有害情報から子どもを守るための対策」に関する調査を行ってきたこと等を踏まえ、与野党の実務者により法案が取りまとめられた。

衆議院では、6月6日の青少年問題特別委員会で、青少年インターネット利用環境整備法案(衆第30号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定した。同日の本会議で法案は可決し、参議院に提出された。

法案の内容は、青少年自らがインターネットを適切に活用する能力を習得できるようにするための教育の推進を国及び地方公共団体に求めるとともに、犯罪を誘引するなど青少年の

健全な成長を著しく阻害するインターネット上の有害情報を青少年が閲覧する機会をできるだけ少なくするため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を義務付ける等の措置を講ずるほか、フィルタリング推進機関の登録、民間団体等の支援等について定めるものであった。

参議院では、同法案について、内閣委員会で6月10日に趣旨説明を聴取し、参考人及び発議者等に対する質疑を行った後、法案を可決し、附帯決議を行った。

翌6月11日の本会議で、法案は賛成多数で可決、成立した。

(13)後期高齢者医療制度廃止法案

平成18年の医療制度改革により、高齢者医療確保法(老人保健法を全部改正)に基づき、75歳以上の高齢者についての独立した医療制度として「後期高齢者医療制度」(長寿医療制度)が創設され、20年4月から制度が発足した。しかし、制度の発足に際して、75歳以上の高齢者を別の制度に加入させること、被保険者証の未着、保険料の負担増及び年金

からの「天引き」等に対する批判が高まった。

後期高齢者医療制度廃止法案(参第17号)は、政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者医療確保法に定める諸制度を平成21年4月1日に廃止するとともに老人保健制度を同日に再び導入する等のための措置及び医療に係る高齢者の負担を軽減する等のための措置について定めるものであり、5月23日に民主、共産、社民の共同提案により参議院に提出された。

参議院では、厚生労働委員会で5月29日に趣旨説明を聴取、6月3日に質疑を行った。5日、参考人質疑の日程等に関する委員会運営等をめぐり自民、公明から提出された委員長不信任動議を否決し、自民、公明が退席した後、参考人質疑及び発議者等に対する質疑を行い、法案を可決した。

翌6月6日の本会議で、厚生労働委員長岩本司君解任決議案について記名投票をもって採決の結果、賛成少数により否決した後、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出されたが、同院で継続審査となった。

4 調査会

第168回国会に設置された国際・地球温暖化問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会、少子高齢化・共生社会に関する調査会は、次の表のとおり、1年目における調

査の経過及び結果を記載した調査報告書(中間報告)を議長に提出し、本会議で口頭報告を行った。

| 報告書名 | 調査テーマ | 提出年月日 | 本会議口頭報告年月日 |
|--------------------|--------------------------|----------|------------|
| 国際・地球温暖化問題に関する調査報告 | 日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮 | 20. 6. 9 | 20. 6. 11 |
| 国民生活・経済に関する調査報告 | 幸福度の高い社会の構築 | 20. 6. 4 | 20. 6. 6 |
| 少子高齢化・共生社会に関する調査報告 | コミュニティの再生 | 20. 6. 4 | 20. 6. 6 |

5 その他の案件、国政調査等

(1) 国会同意人事案件

(国会同意人事案件に係る所信聴取)

今国会から、国会同意人事案件のうち制度的に内閣からの独立性が求められ重要な任務を担う機関の候補者からの所信聴取については、衆参それぞれの議院運営委員会において原則公開で行うこととし、人事官、検査官、公正取引委員会委員長及び日本銀行総裁・副総裁をその対象とすることになった。

今国会に議院運営委員会における所信聴取を行った人事案件は、日本銀行総裁3名、同副総裁4名及び人事官1名であった。なお、日本銀行政策委員会審議委員1名についても所信聴取が行われた。

それぞれの議決結果は、衆参両議院が同意したものが日本銀行総裁1名、同副総裁2名及び人事官、衆議院同意・参議院不同意のものが日本銀行総裁2名及び同副総裁2名、衆議院同意・参議院未了のものが日本銀行政策委員会審議委員1名であった。

(日本銀行総裁及び副総裁)

3月19日に現任者の任期が満了する日本銀行総裁1名及び同副総裁2名の後任人事については、3月7日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から、日本銀行総裁に武藤敏郎君(同行副総裁)、同副総裁に白川方明君(京都大学公共政策大学院教授)及び伊藤隆敏君(東京大学大学院教授)を充てる人事案件が提示され、11日に衆参の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。参議院では、12日の本会議で人事案件の採決が行われ、日本銀行総裁に武藤敏郎君、日本銀行副総裁に伊藤隆敏君を任命する人事案件については同意しないことに決定し、日本銀行副総裁に白川方明君を任命する人事案件につ

ては同意することに決定した。衆議院では、翌13日の本会議で、3名すべてについて同意することに決定した。

日本銀行総裁及び同副総裁各1名について参議院の同意が得られなかったことを受けて、3月18日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から、新たに日本銀行総裁に田波耕治君(国際協力銀行総裁)、同副総裁に西村清彦君(日本銀行政策委員会審議委員)を充てる人事案件が提示され、同日に衆参の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。翌19日、衆参の本会議で人事案件の採決が行われ、参議院では、日本銀行総裁に田波耕治君を任命する人事案件については同意しないことに決定し、日本銀行副総裁に西村清彦君を任命する人事案件については同意することに決定した。衆議院では、2名とも同意することに決定した。同日、福井日本銀行総裁の任期が満了し、翌20日以降、戦後初めて日本銀行総裁が空席となった。

日本銀行総裁について重ねて参議院の同意が得られなかったことを受け、4月7日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から、日本銀行総裁に白川方明君(同副総裁)を充て、これに伴い空席となる同副総裁の後任に渡辺博史君(一橋大学大学院教授)を充てる新たな人事案件が提示され、翌8日に衆参の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。翌9日、衆参の本会議で人事案件の採決が行われ、日本銀行総裁に白川方明君を任命する人事案件については同意することに決定し、日本銀行副総裁に渡辺博史君を任命する人事案件については同意しないことに決定した。衆議院では、2名とも同意することに決定した。同日、政府は、日本銀行総裁に白川方

明君を任命した。

白川氏の日本銀行総裁任命、西村氏の同副総裁任命等に伴い、日本銀行副総裁及び同政策委員会審議委員各1名が欠員となっていたが、5月29日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から、このうち日本銀行政策委員会審議委員に池尾和人君(慶應義塾大学教授)を充てる人事案件が提示され、6月3日に衆参の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。衆議院では、12日の本会議で採決の結果同意することに決定した。参議院では、本会議で採決が行われず、未了となった。

(再就職等監視委員会委員)

5月27日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から再就職等監視委員会委員長及び同委員を含む人事案件が提示され、6月6日の衆参の本会議で人事案件の採決が行われ、再就職等監視委員会委員長及び同委員4名について、参議院では同意しないことに決定し、衆議院では同意することに決定した。

(2)政治資金適正化委員会委員の指名

平成19年12月に改正された政治資金規正法に基づき、政治資金収支報告書の記載の適正性確保のため、平成20年4月1日から政治資金適正化委員会を総務省に設置することとなった。政治資金適正化委員会委員の指名については、3月10日の議院運営委員会両院合同拡大代表者会議での合意に基づき、弁護士、公認会計士、税理士各1名については、それぞれの団体に対して、自民、民主、公明の各理事が分担して、その趣旨を説明し、人選を行い、また、学者及び政治資金に精通した有識者2名については、与野党で1名ずつ選考し、これらの結果を両院の議院運営委員長に

報告し、両委員長は、この人選結果を各院の議院運営委員会理事会に諮り、その最終確認を経て、本会議の議決の手続を進めることになった。

3月18日の衆議院本会議及び19日の参議院本会議で、委員5人の指名が議決された。

(3)ODA特別委員会

第164回国会(平成18年)において設置されたODA特別委員会は、今国会において、昨年に引き続き総予算中ODA関係経費についての横断的な委嘱審査(3月28日)を行った。また、平成19年度参議院ODA調査派遣団参加議員からの意見表明及び意見交換(4月2日)を行った。

さらに、我が国で5月に開催される第4回アフリカ開発会議(TICAD)や7月のG8北海道洞爺湖サミットに向けて、国連開発計画(UNDP)など国際機関、NGO、在京アフリカ大使等の有識者を参考人として招致して質疑を行った。5月16日、上記調査を踏まえ、「G8北海道洞爺湖サミット及び第4回アフリカ開発会議(TICAD)に向けた我が国の国際援助の在り方等に関する決議」を行った後、福田内閣総理大臣、高村外務大臣、緒方国際協力機構(JICA)理事長に対して質疑を行った。

(4)自衛隊イージス艦衝突事故

2月19日未明に千葉県房総半島野島崎沖合で海上自衛隊護衛艦あたごと漁船清徳丸が衝突し、清徳丸乗組員2名が行方不明となる事故が発生した。参議院外交防衛委員会では、26日に本衝突事案及び対応状況について政府から報告を聴取し、28日に質疑を行った。

(5)防衛省問題

第168回国会において、防衛装備品の調達をめぐる守屋武昌前防衛事務次官の贈収賄

事件に関連して、防衛専門商社「株式会社山田洋行」の宮崎元伸元専務（前株式会社日本ミライズ代表取締役社長）を外交防衛委員会で証人喚問することが合意されていた。平成19年11月8日に同氏が逮捕されたことを受け、いったんは12月27日に出張尋問を行うこととされたが、同氏に対する接見等禁止の一部解除

が認められなかったことから、証言を求める新たな日時等について同委員会理事会で引き続き協議した上で決定することとなっていた。

今国会において、平成20年1月に宮崎氏が保釈されたことを受け、5月22日の外交防衛委員会で宮崎氏の証人喚問を行った。

6 参議院改革の動き等

（参議院改革協議会）

参議院改革協議会は、今国会においては、2月28日及び6月9日に開会した。

2月28日の改革協議会（第2回）では、参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議経過等について事務局から説明を聴取した後、参議院選挙制度の抜本改革についての協議の在り方、ODA調査海外派遣の在り方について意見交換を行った。

6月9日の改革協議会（第3回）では、参議院選挙制度の改革に関し、参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）を設置し、検討を行っていくことで合意した。このほか、ODA調査の海外派遣等について協議が行われた。

（第2回日中議員会議）

2月20日、第2回日中議員会議が北京の人民大会堂で開催され、参議院代表団と中華人民共和国全国人民代表大会（全人代）代表団との間で議論が行われた。

今回の会議では、「政治・安全保障」及び「経済・社会問題」の各セッションにおいて、両代表団からの基調報告及び意見交換が行われた。